

静岡県公立大学法人公文書開示事務等取扱規則

令和4年2月9日 規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書の様式は、様式第1号によるものとする。

(開示決定等の通知書)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 様式第2号
- (2) 条例第11条第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 様式第3号
- (3) 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 様式第4号

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第13条第2項の書面 様式第5号
- (2) 条例第13条第3項の書面 様式第6号

(事案移送通知書)

第5条 条例第14条第1項の書面は、様式第7号によるものとする。

(第三者に対する通知)

第6条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第15条第2項の書面 様式第8号
- (2) 条例第15条第3項の書面 様式第9号

(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（以下、「フレキシブルディスクカートリッジ等」という。）に複写したものの交付

（公文書の開示の実施）

第8条 公文書（公文書を複写したもの並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したもの並びに専用機器により再生したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（前条第1号に規定する録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したもの並びに同条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びにフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（審査会諮問通知書）

第9条 条例第20条の規定による通知は、様式第10号による審査会諮問通知書により行わなければならない。

附 則

（施行時期）

この規則は、令和4年2月9日から施行する。

公文書開示請求書

年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

郵便番号
住所又は居所
開示請求者
氏 名



静岡県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る 公文書の名称又は内容	
開示の方法の区分 〔希望する方法に 印を付してく ださい。〕	1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 開示申出に係る公文書の全部を希望する。 <input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。
連絡先 〔請求内容について照 会することがありま すので、担当者の氏 名、電話番号等を記 載してください。〕	

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担 当 室 等		
備 考		

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
担当室等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当室等に連絡してください。
3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担当室等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当室等に連絡してください。
 3 開示決定に係る公文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
 4 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。
- (1) 審査請求
 この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴え
 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告（訴訟においては が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。
 なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担当室等	電話番号
備考	

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告（訴訟においては が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
 号 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

<p>公文書の名称</p>	
<p>条例第13条第1項の規定による決定期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長後の決定期間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>延長の理由</p>	
<p>担当室等</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

開 示 決 定 等 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公 文 書 の 名 称			
条例第 13 条第 1 項の 規程による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
開示請求に係る公文書 のうちの相当の部分に つき開示決定等をする 期間及び当該期間内に 開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	開 示 決 定 等 を する 部 分		
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日		
静岡県情報公開条例第 13 条第 3 項を適用する 理由			
担 当 室 等	電話番号		
備 考			

事案移送通知書

第 年 月 日
 号 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあった公文書については、静岡県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送先の実施機関において行われます。

公文書の名称		
移送先	実施機関	
	担当室等	電話番号
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送元の担当室等		電話番号
備考		

意見照会書

第 年 月 日
号 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



静岡県情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、 年 月 日までに意見書を提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 （担当室等）	電話番号
備 考	

開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が記録された公文書の開示をすることを次のとおり決定したので、静岡県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当室等	電話番号
備考	

審査会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日
号 日

様

静岡県公立大学法人

理事長



次のとおり開示決定等に対する審査請求について静岡県情報公開審査会に諮問したので、静岡県情報公開条例第 20 条の規定により通知します。

公文書の名称	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当室等	電話番号
備考	